

通達甲（生．総．営2）第1号

平成18年1月30日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

古物営業等許可情報管理支援システム運用要綱の制定について

〔沿革〕 平成18年4月 通達甲（副監．総．情．企1）第9号

26年5月 同（副監．総．情．セ1）第24号改正

このたび、別添のとおり、古物営業等許可情報管理支援システム運用要綱を制定し、平成18年2月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

古物営業許可情報及び質屋営業許可情報を一元的に管理し、業務の適正かつ効率的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

別添

古物営業等許可情報管理支援システム運用要綱

第1 目的

この要綱は、古物営業許可情報（古物営業法（昭和24年法律第108号）第5条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定する事項に係る情報をいう。）及び質屋営業許可情報（質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する事項に係る情報をいう。）（以下「古物営業等許可情報」という。）を管理する情報管理支援システム（以

下「システム」という。)の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 準拠

システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号。以下「情報セキュリティ規程」という。）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監. 総. 情. 企1）第8号。以下「情報システム運用要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 3 情報の分類及び管理の基準

情報セキュリティ規程第5条第2項の規定に基づくシステムにおいて取り扱う情報の分類及び管理の基準は、機密性中、完全性低及び可用性低とする。

第 4 運用所属等

1 運用所属

生活安全総務課及び警察署をシステムの運用所属とする。

2 端末装置

生活安全総務課及び警察署に設置するシステムを運用するための端末装置とする。

第 5 システムの管理運用体制

1 生活安全総務課長は、対象業務管理者（情報システム運用要綱に定める対象業務管理者をいう。）として、システムの総合的な管理運用に当たるものとする。

2 運用所属の長は、所属におけるシステムの適正な管理運用に当たるものとする。

3 運用所属の長は、本業務を実施するために必要とする範囲内で、端末装置の操作担当者を指定するものとする。

第 6 照会等

1 照会

(1) 警察署長は、自署管内に所在する営業所等に係る古物営業等許可情報について、端末装置を用いて照会を行うことができる。

(2) 生活安全総務課長は、当庁管内に所在する営業所等に係る古物営業等許可情報につ

いて、端末装置を用いて照会を行うことができる。

2 照会の種類

照会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 許可証番号による照会
- (2) 代表者の氏名及び法人の名称又は役員の氏名による照会
- (3) 営業所の名称及び所在地による照会

3 照会の方法

警察署長は、端末装置から照会事項を入力して自署管内の古物営業等許可情報について照会することができる。ただし、他署管内の古物営業等許可情報については、生活安全総務課長（防犯営業第二係経由）に対し、電話等により照会理由及び照会事項を示して照会を依頼するものとする。

4 回答

前3により依頼を受けた生活安全総務課長は、照会結果を原則として、電話等により回答するものとする。

第 7 入出力資料等の管理

- 1 運用所属の長は、古物営業等許可情報に係る入出力資料等については、施錠設備のある場所に保管して適切に管理し、紛失等の防止に十分配慮するものとする。
- 2 入出力資料等を廃棄する場合は、裁断、消去等の復元できない方法により行うものとする。

第 8 教養

運用所属の長は、操作担当者等に対し、個人情報の保護及び照会業務の適正な運用について、教養を行うものとする。